

平成23年度 国立特別支援教育総合研究所研修計画一覧

名 称		期 間	募集人員	目的及び受講対象
特別支援教育研究研修員制度		平成23年4月18日(月) ～ 平成24年3月16日(金)	10名	<p><目的>各都道府県等において特別支援教育の推進の中核となる教職員を対象に、本研究所が政策的な課題や教育現場の喫緊の課題について実施する「重点推進研究」等に直接参画し研究を行うことにより、各都道府県における特別支援教育を推進していくリーダーとしての資質の向上や各都道府県等の教育政策や教育研究の推進に寄与する専門性の向上を図る。</p> <p><対象> (1) 特別支援学校及び幼稚園・小学校・中学校・中等教育学校・高等学校並びに教育委員会、特別支援教育センター等において障害のある幼児児童生徒の教育を担当する職員であること。 (2) 障害のある幼児児童生徒の教育に関し都道府県等で指導的立場に立つ者又は立つことが期待される者であること。</p>
特別支援教育専門研修	第一期 情緒障害・言語障害・発達障害教育コース 自閉症・情緒障害教育専修プログラム 言語障害教育専修プログラム 発達障害教育専修プログラム	平成23年5月9日(月) ～ 平成23年7月8日(金)	80名	<p><目的>障害のある幼児児童生徒の教育を担当する教職員に対し、専門的知識及び技術を深めさせるなど必要な研修を行い、その指導力の一層の向上を図り、今後の各都道府県等における指導者としての資質を高める。 (参考)各コース及び専修プログラムの研修内容 視覚障害・聴覚障害教育コース:主に特別支援学校の教育対象 知的障害・肢体不自由・病弱教育コース:主に特別支援学校の教育対象 ※重点選択プログラムとして、①知的障害を伴う自閉症、②重度・重複障害、③情報手段活用をそれぞれ扱う 情緒障害・言語障害・発達障害教育コース:小中学校等の教育対象 自閉症・情緒障害教育専修プログラム:自閉症・情緒障害特別支援学級における教育 言語障害教育専修プログラム:言語障害特別支援学級及び通級による指導 発達障害教育専修プログラム:通級による指導及び通常の学級における教育</p>
	第二期 知的障害・肢体不自由・病弱教育コース 知的障害教育専修プログラム 肢体不自由教育専修プログラム 病弱教育専修プログラム	平成23年9月6日(火) ～ 平成23年11月11日(金)	80名	
	第三期 視覚障害・聴覚障害教育コース 視覚障害教育専修プログラム 聴覚障害教育専修プログラム	平成24年1月11日(水) ～ 平成24年3月14日(水)	40名	
特別支援学校寄宿舎指導実践指導者研究協議会		平成23年7月25日(月) ～ 平成23年7月26日(火)	70名	<p><目的>各都道府県において、特別支援学校寄宿舎における幼児児童生徒の生活指導等に関して指導的立場にある寄宿舎指導員等による研究協議等を通じ、寄宿舎指導員等の専門性の向上並びに寄宿舎における指導等の充実を図る。</p> <p><対象>特別支援学校寄宿舎における幼児児童生徒の生活指導等に関して指導的立場に立つ寄宿舎指導員、教員並びに指導主事等とする。</p>
発達障害教育指導者研究協議会		平成23年8月4日(木) ～ 平成23年8月5日(金)	100名	<p><目的>各都道府県等において、発達障害のある子どもに対する支援・指導に関して指導的立場にある教職員による研究協議等を通じ、専門的知識並びに技能を高め、各地方公共団体の支援・指導の充実に資する。</p> <p><対象>教育委員会及び特別支援教育センター等の指導主事又は指導的立場に立つ幼稚園・小学校・中学校・中等教育学校・高等学校・特別支援学校の特別支援教育コーディネーター担当教員とする。</p>
交流及び共同学習推進指導者研究協議会		平成23年11月21日(月) ～ 平成23年11月22日(火)	70名	<p><目的>各都道府県等において、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒との交流及び共同学習を推進する立場にある教職員による研究協議等を通じ、各地域における交流及び共同学習と障害の理解推進に資する。</p> <p><対象>交流及び共同学習を推進する立場にある教育委員会及び特別支援教育センター等の指導主事及び幼稚園・小学校・中学校・中等教育学校・高等学校、特別支援学校の教員とする。</p>
特別支援教育コーディネーター指導者研究協議会		平成23年11月28日(月) ～ 平成23年11月30日(水)	70名	<p><目的>各都道府県等において、特別支援教育コーディネーターの研修・活動等に関して指導的立場にある教職員を対象に、研究協議を行い、各地域における特別支援教育コーディネーターの研修や活動の充実に資する。</p> <p><対象>教育委員会、特別支援教育センター等の指導主事及び特別支援教育コーディネーターの活動について、各地域の指導的立場に立つ幼稚園・小学校・中学校・中等教育学校・高等学校・特別支援学校の教員とする。</p>

注1 :各研修の募集人員は、各都道府県等教育委員会へのニーズ調査(H22.9.21依頼)の結果を踏まえ、決定している。

注2 :実施に当たっては、諸事情により、日程や内容を一部変更することがある。